

平成30年度ちばの農林水産物品質向上推進事業募集要項【3次募集】

1 事業の目的

本事業は、県産農林水産物及びその加工品の品質向上や安全・安心に資する取組を支援することにより、産地間競争に打ち勝ち、県産品の競争力確保を目指します。

2 補助対象者・対象期間・対象事業・対象経費・補助率

ちばの農林水産物品質向上推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）2、3、4、5に基づき実施します。

3 応募方法

(1) 申請方法

申請しようとする団体は、実施要領6に基づき、以下の提出書類を作成し、申請手続きを行ってください。

(2) 提出書類（実施要領6の(2)に基づき提出）

- ・事業計画承認申請書（別記様式1）
- ・品質向上に係る計画書（別記様式2）
- ・年度事業実施計画（別記様式3）
- ・団体の概要（別記様式4）
- ・誓約書・役員等名簿（別記様式5・6）
- ・団体の定款その他の基本約款又は規約など及び直近1年間の決算書
- ・その他、知事が必要と認める書類

なお、提出書類は返却しませんので、必ず複写を保管すること。

(3) 応募期間

平成30年10月19日（金）から11月5日（月）まで

※期限厳守。郵送の場合も必着となります。

(4) 提出先及び提出部数

ア 事業実施希望者は実施要領6の(1)に基づき、平成30年11月5日(月)までに所轄の農業・林業・水産事務所へ提出すること。連合会など県全域にまたがる場合は、農林水産部農林水産政策課に提出すること。

イ 提出部数は、正副2部とすること。

4 選定方法

(1) 事業の選定

要件審査及び事業計画書の詳細を確認し、採択の可否を決定します。

(2) 結果の通知

結果については、決定次第速やかに通知します。

なお、採択となった事業について、計画を修正していただく場合があります。

5 留意事項

補助事業の実施にあたっては、「ちばの農林水産物品質向上推進事業補助金交付要綱」及び「ちばの農林水産物品質向上推進事業実施要領」に基づき、実施していただきます。